

天皇の退位と日本国憲法

金子 勝

はじめに

二〇一六年八月八日午後三時、宮内庁は、明仁天皇の「意思」を伝える「象徴としてのお務めについての天皇陛下のお言葉」と題するビデオメッセージ（約一分）を公表した。^{〔1〕}

明仁天皇の「意思」は、「生前退位」の実現を求めるものであると報道された。

この明仁天皇の「意思」の表明を契機として、日本国憲法が封じ込めていた天皇の政治力を、日本国憲法から解放しようとする気運が醸成されつつある。

日本国憲法は、天皇の「生前退位」を容認しているのであるか。

I 日本国憲法と天皇

日本国憲法が設置した天皇は、次のような要素で構成される国家機関である。

第一は、天皇は、「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であ(る)」(第一条)という国家機関である。

「象徴」とは、抽象的なものを表現する具体的なものという意味をもつが、天皇は、抽象的な見えない日本国や国民統合体を、自己の存在によって、見えるものに体现する存在である。それ故、天皇という国家機関が象徴であるということは、何らかの行為をすることに意義がある機関ではなく、存在することに意義がある国家機関であるということの意味する。

この天皇の地位は、「主権の存する国民の総意に基く」(第一条)から、日本国憲法のもとでは、天皇という国家機関は、永久の存在ではない。主権者国民の意思に基づいて、憲法改正の手続(第九六条第一項)を用いて、廃止することができる。

象徴としての天皇は、主権者(国家の統治権)主権を保有する正当性・行使する正当性を有する者)でも、元首(対外的には、国家を代表する機関、対内的には、行政権の実質的又は形式的な首長)でもなく、国家の装飾物である。

第二は、天皇の地位(皇位)は、「世襲のもの」(第二条)である。

「世襲」とは、親の地位を自動的に自然的・法的な子が継ぐことを意味する言葉である。日本国憲法は、「皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する」(第二条)としているから、皇室典範を見てみると、「天皇及び皇族は、養子をすることができない」(第九条)とした上で、「皇位は、皇

統に属する男系の男子が、これを継承する」（第一条）と規定している。

天皇に就任することができるのは、天皇と血のつながり（皇統）のある男系の男子のみである。男系の男子とは、天皇の子のうちの男子から生まれた男子のことであつて、天皇の子のうちの女子から生まれた男子は、女系の男子となつて、男子でも皇位に就くことはできない。

男系の男子の中での皇位に就く順序は、皇室典範によれば、「長系を先にし、同等内では、長を先に」（第二条第三項）して、第一位が皇長子（天皇の長男、皇太子）、第二位が皇長孫（皇太子の長男、天皇の孫）、第三位がその他の皇長子の子孫（皇太子の次男や三男等及びその男孫）、第四位が皇次子（天皇の次男・三男等）及びその子孫（皇次子の男子と男孫）……となつている（第二条第一項、「第一図」参照）。

「世襲」が行われる時は、皇室典範によれば、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」（第四条）。天皇の退位は、「死後退位」である。

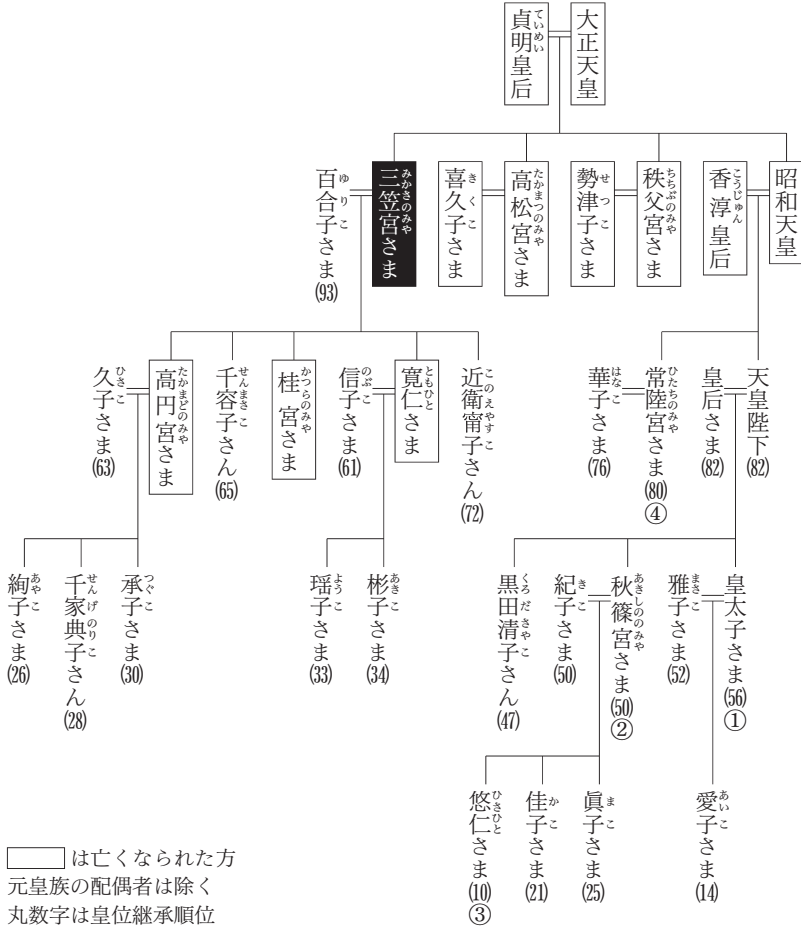
ヨーロッパの君主国（二一か国、「第一表」参照）では、王位継承は、性別を問わず長子（最初の子）を第一順位とするという方向（一九八〇年代から）が、主流となりつつある（スウェーデン、ベルギー、オランダ、ノルウェー、イギリス⁽²⁾）。

国民主権のもとで、「世襲」は、君主の「絶対的条件」である。

第三は、天皇は、「この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（第四条第一項）。「天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ」（第三条）。

天皇という国家機関が、「国政に関する権能を有しない」ということは、それが、「政治的無権能機関」であるということの意味しているから、従つて、それは、如何なる決定もなしえない機関であるということであり、また、

第一図 皇位の継承図



(註) 三笠宮崇仁氏の死去 (2016年10月27日) に際して作成された。
 (出所) 2016年10月28日付「読売新聞 (朝刊)」。

第一表 君主制の国

地域	国 名		地域	国 名		
（アジア 三七か国）	1	日本国		3	スウェーデン王国	
	2	タイ王国		4	スペイン	
	3	ブータン王国		5	デンマーク王国	
	4	ブルネイ・ダルサラーム国		6	ノルウェー王国	
	5	マレーシア		7	ベルギー王国	
	6	カンボジア王国		8	モナコ公国	
	7	アラブ首長国連邦		9	リヒテンシュタイン公国	
	8	サウジアラビア王国		10	ルクセンブルク大公国	
	9	オマーン国		11	アンドラ公国	
	10	クウェート国		（アフリカ 五四か国）	1	モロッコ王国
	11	カタール国			2	レソト王国
	12	バーレーン国	3		スワジランド王国	
	（ヨーロッパ 五四か国）	1	グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国（イギリス）	（オセアニア 二六か国）	1	トンガ王国
オランダ王国			2		サモア独立国	

（註）

① 国名・政治体制は、2016年2月末現在。

② イギリス連邦加盟国で、イギリスの君主を国家元首としている国は、2016年2月末現在で、17か国である。

北アメリカ州では、カナダ、ジャマイカ、バルバドス、バハマ国、グレナダ、ベリーズ、セントルシア、アンティグア・バーブーダ、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィスの10か国。

オセアニア州では、オーストラリア連邦、クック諸島、ニウエ、ニュージーランド、バプアニューギニア独立国、ソロモン諸島、ツバルの7か国。

（出所）『世界の国情報2016』・株式会社リプロ・2016年。共同通信社版『世界年鑑2017』・2017年。

如何なる政治的活動も如何なる政治的発言もなさない機関であるということである。加えて、「国事に関する行為」を行う場合でも、天皇は、自らの自発的意思で「国事に関する行為」を行うことができず、内閣の「助言と承認」のもとで、初めてそれを行うことができる。

「助言」とは、内閣が、天皇に「国事に関する行為」を行う事柄が生じたことを知らせ、それを行うことを促すことであり、「承認」とは、天皇の「国事に関する行為」の実施方法に同意することである。

天皇は、自発的意思で「国事に関する行為」を行う権能を有

していないから、「国事に関する行為」の実施を天皇に促す内閣が、「国事に関する行為」の実施に伴って生じる責任を負わなければならない。

第四は、天皇が「内閣の助言と承認」のもとに行う「国事に関する行為」は、次の一二項目のみである。

- ① 国会の指名に基づく内閣総理大臣の任命（第六条第一項）、
- ② 内閣の指名に基づく最高裁判所の長たる裁判官の任命（第六条第二項）、
- ③ 憲法改正、法律、政令及び条約の公布（第七条第一号）、
- ④ 国会の召集（第七条第二号）、
- ⑤ 衆議院の解散（第七条第三号）、
- ⑥ 国会議員の総選挙の施行の公示（第七号第四号）、
- ⑦ 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免の認証、全権委任状の認証、大使及び公使の信任状の認証（第七条第五号）、

- ⑧ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権の認証（第七条第六号）、
- ⑨ 栄典の授与（第七条第七号）、
- ⑩ 批准書及び法律の定めるその他の外交文書の認証（第七条第八号）、
- ⑪ 外国の大使及び公使の授受（第七条第九号）、
- ⑫ 儀式の挙行（第七条第十号）。

右の天皇の「国事に関する行為」の性格は、四つの種類に分類することができる。

第一の類型は、他の国家機関によって行われた内定（実質的決定）を、天皇の形式的決定によって、本決りにし、

それに権威付を行う権威付国事行為である。

ここに属するものは、①の国会で指名された内閣総理大臣の任命であり（第六条第一項）、②の内閣で指名された最高裁判所の長たる裁判官（長官）の任命である（第六条第二項）。また、④の内閣の実質的決定に基づく国会の召集（第七条第二号）、⑤の内閣の実質的決定に基づく衆議院の解散（第七条第三号）、⑨の内閣の実質的決定に基づく栄典（功績を誉めて与えられる特別の取り扱い）の授与（第七条第七号）である。

第二の類型は、他の国家机关の行った行為を世に知らせる告知的国事行為である。

ここに属するものは、③の憲法改正（国会の発議・国民の承認、第九十六条第一項）、法律（国会の制定、第五九条）、政令（内閣の制定、第七十三条第六号）、条約（内閣の締結・国会の承認、第七十三条第三号・第六一条）の公布（第七条第一号）であり、⑥の内閣の実質的決定に基づく国会議員の総選挙の施行の公示（第七条第四号）である。

第三の類型は、他の国家机关の行った行為を正当なものと証明する認証的国事行為である。

ここに属するものは、⑦の国務大臣の任免（内閣総理大臣が任免する、第六八条）の認証、法律の定めるその他の官吏の任免の認証（例えば、内閣が任命する最高裁判所判事の任免は天皇が認証する、裁判所法第三九条第二項・第三項）、内閣が決定（第七十三条第二号）する全権委任状（特定の条約を締結するための権限を与えることを公証する文書）の認証と大使（外交使節の首席を勤める人）及び公使（外交使節の次席を勤める人）の信任状（特定の人を外交使節として派遣することを公証する文書）の認証である（第七条第五号）。また、⑧の内閣が決定（第七十三条第七号）する大赦（政令で罪の種類を定めて行う恩赦——行政権が有罪の言渡効力を消滅させる行為、或いは、公訴権を消滅させる行為——、恩赦法第二条・第三条）、特赦（有罪の言渡効力を失わせる恩赦、恩赦法第四条・第五条）、減刑（政令で罪や刑の種類を定めて行われる制裁を軽くする恩赦、恩赦法第六条・第七条）、刑の執行の免除（刑の言渡を受けた特定の人に刑の執行を

免除する恩赦、恩赦法第八条)、復権(政令で要件を定めて、或いは、人を特定して行う資格を回復させる恩赦、恩赦法第九条・第一〇条)の認証である(第七条第六号)。更に、⑩の批准書(国会の承認によって成立した条約を内閣が審査して、その効力を確定させたこと〔批准〕を明示する文書)の認証、法律の定めるその他の外交文書(外交交渉で用いられた公の文書)の認証(例えば、大使及び公使の解任状の認証、外務公務員法第九条)である(第七条第八号)。

政治的権能を有しない天皇は、認証を拒否できない。天皇の理由で認証が行われなかった場合は、認証がなくても、その行為は、無効とはならない。

第四の類型は、定式化された儀式(事や人の節目に行われる催し)を行う儀礼的(形が定まっている)国事行為である。

ここに属するものは、⑪の外国の大使及び公使の接受(第七条第九号)である。接受とは、本来は、外交使節に対してアグレマン(*agrément*) 外国が外交使節を派遣するに先立って受入国が与える同意、これがないと外交使節を派遣できない)を与え、その信任状を受ける行為であるが(日本国憲法では、内閣の権限、第七三条第二号)、天皇は、政治的権能を持たず、外交処理権を有していないため、その接受は、外国の大使及び公使を「接見」(会うこと)することを意味する。しかし、現実には、内閣は、外国に対し、天皇に信任状を出すよう指示し、天皇が信任状を受け取っている。また、⑫の儀式の挙行(第七条第十号)である。この儀式は、国家として行う儀式であり、天皇が主宰する儀式であり、非宗教的儀式(国家と宗教の分離原則から、憲法第二〇条)である。他国や自国の他の国家機関が主宰する儀式は、この場合の「儀式」に該当しないので、天皇は、それに関与することはできない。

皇室典範が定める「皇位の継承があったとき」に行われる「即位の礼」(第二四条)や「天皇が崩じたとき」に行われる「大喪の礼」(第二五条)は、非宗教的儀式として行われる場合に、この⑫の儀式に該当する。

天皇の国事行為は、形式的・儀礼的・非宗教的な性格を有する行為である。

第五は、「摂政」を「皇室典範の定めるところにより」、「置く」（第五条）ことができる。

摂政とは、天皇に代つて天皇の政務を行う機関のことであるが、日本国憲法では、天皇に代つて、天皇の名で、天皇の行う「国事に関する行為」を実施する機関のことを言う（第五条）。

皇室典範は、「天皇が成年（十八年——引用者、第二条）に達しないときは」（第一条第一項）、自動的に、また、「天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、国事に関する行為をみずからすることができないときは、皇室会議の議により」（第十六条第二項）、摂政を置くとしている。

皇室会議は、皇室典範によれば、選挙された皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣（議長）、宮内庁の長、最高裁判所の長たる裁判官及びその他の選挙された裁判官（一〇名の議員）で構成される（第二八条・第二九条）。

摂政になることができるのは、皇室典範によれば、「成年に達した皇族」であり、その順位の第一位は、皇太子又は皇太孫（皇嗣たる皇孫）、第二位は、親王（天皇になる資格を有する天皇の子と孫）及び王（三世以下の天皇になる資格を有する子と孫）、第三位は、皇后（天皇の妻）となっている（第一七条、第六条、第八条）。

日本国憲法における天皇の就任方法や天皇の権能及び活動規準から、天皇の国家机关の本質を規定すれば、天皇は、統治も君臨（威圧）もしない、国民主権のもとでの最も完成された君主（それ故、君主の最終形態の君主・死滅に移行しつつある君主）の一形態である。

国民主権のもとでの君主の標識は、世界の君主国の現状からまとめると、(1)独任（二人）機関であること、(2)統治権（実質的統治権の場合（例えば、タイの君主）、或いは、形式的統治権の場合（例えば、イギリスの君主）を有する

こと、(3)その国家的地位が「世襲」であること、(4)対外的に国家を代表する機関に元首であること、(5)国の象徴性を有すること、(6)無答責（責任を負わない）性を有すること、(7)伝統的要素、或いは、カリスマ（民衆を心酔させる特殊能力）的要素を有すること、である。

天皇の標識は、(1)独任機関であること、(2)その国家的地位が「世襲」であること、(3)国の象徴であること、(4)政治的無権能の存在であること、(5)完全な無答責性を有すること、(6)伝統的要素（神格性）又はカリスマ的要素を有すること、である。

天皇が君主である最大の理由は、国民主権のもとで、「世襲」が認められる国家機関は、どの国においても、君主機関のみである。国民主権のもとでの君主の「絶対条件」は、「世襲」的地位であるから、世襲を条件としている天皇は、国民主権のもとでの君主である。主権を失った君主にとって、「政治的権能」を有しているか否かは、国民主権のもとでの君主の条件にとって、二次的なことである。なお、明白なことは、日本国憲法は、天皇機関を君主機関として制定された。

国民主権のもとで、世襲的国家機関という反民主的性格の君主機関が生き残る道は、君主が、できうる限り政治的権能から離れることである。そのことを徹底させたのが、日本国憲法の天皇機関である。

大日本帝国において、祖先神（天照大神）から統治権を付与された（「大日本帝国憲法発布勅語」とする神権天皇としての裕仁天皇は、一九二九年一〇月二四日から始まった「世界大恐慌」（一九三三年まで）によって受けた自国の経済的危機を克服するために、中華民国とアジア諸国を植民地とするための侵略戦争を起した）。

天皇制政権は、一九三二年九月一八日に中華民国の東北部（満州と呼ばれていた）を植民地にするための「満州事変」を起し、一九三七年七月七日に中華民国全土を植民地にするための「日中戦争」を起した。更に、一九四〇

年九月二二日にフランス領インドシナ（ベトナム・ラオス・カンボジア地域）北部に帝国軍隊を進駐させた。

大日本帝国によるアジア侵略は、アジアに植民地を持つアメリカ（フィリピン）やイギリス（インド・ビルマ）やオランダ（インドネシア）との間の緊張関係を強めることになるため、それに対処する方策として、天皇制政権は、対外的には、ファシズム国のドイツ・イタリアとの間で「三国同盟」（アメリカから攻撃を受けた場合における相互援助の約束）を締結し（一九四〇年九月二七日）、対内的には、軍国主義（日本型ファシズム）を確立した（全国民を侵略戦争に動員するための公的組織である大政翼賛会の発足を画期として、一九四〇年一〇月一二日）。

ファシズムも軍国主義も、個人の尊重を否定し、国全体を統轄する国家への偏重を求める全体主義で国内を統一し、対外的には、他国・他民族・他国人民に対する侵略主義と排外主義（他国を支配するために民族間・人民間の憎悪や反目をおもえる思想と立場）と抑圧主義を実行する、対内的には、①初めは、ソフトに部分的に、②最後は、暴力で全面的に、全体主義に障害となる国民主権とそれに基づく民主主義や、基本的人権や、地方自治や、司法権の独立や、政党や、議会政治（議会があっても）などを抹殺して、国民に対する暴力的・イデオロギー（Ideologie）観念形態）的独裁を実行する全体主義的反共産主義・反民主主義専制政治体系である。

「三国同盟」と「軍国主義」を以て国家の侵略体制を堅固にした天皇制政権は、続いて、一九四一年六月二五日の決定に基づいて、七月二八日に、フランス領インドシナ南部に帝国軍隊を進駐させた。この南進政策に、アメリカ、イギリス、オランダが反発し、中華民国と協力して、対日経済封鎖体制（アメリカ「七月二五日」・イギリス「七月二六日」・オランダ「七月二七日」にある日本資産の凍結、アメリカ「八月一日」とオランダ「七月二八日」による対日石油輸出禁止など）を形成した。その上で、アメリカが、中華民国とフランス領インドシナからの無条件即時撤退や「三国同盟」の否認などの要求を打ち出したため（一九四一年一月二六日）、天皇制政権は、アメリカ・イ

ギリス・オランダとの戦争を決定した。

一九四一年一月八日、天皇制政権は、陸軍がマレー半島に上陸して奇襲攻撃を行い、海軍がハワイ島真珠湾を奇襲攻撃した後、アメリカとイギリスに「宣戦布告」を行って、東南アジア諸国を植民地にするための「太平洋戦争」を起し、「第二次世界大戦」（一九三九年九月一日―一九四五年九月二日）に参戦した。

大日本帝国は、香港、マニラ、シンガポール、ビルマ、オランダ領東インド諸島、フィリピン諸島を占領して、一九四二年五月初めに、東南アジアをほぼ制圧した。しかし、一九四二年六月五日―七日のミッドウェー海戦でアメリカに敗北したのを画期として、全戦線における帝国軍隊の敗退が始まり、ついに、アメリカによる広島（一九四五年八月六日）と長崎（同年八月九日）への原子爆弾の投下及びソ連邦（ソヴェト社会主義共和国連邦）による対日宣戦布告（同年八月八日）を契機にして、一九四五年七月二十六日に発表（大日本帝国に通告）された「ポツダム宣言」を受諾し（一九四五年八月一四日）、戦闘を止めた（一九四五年八月一五日）。

「ポツダム宣言」は、ドイツのポツダムで行われたアメリカ（トルーマン大統領）とイギリス（チャーチル総理大臣）とソ連邦（スターリンソ連邦共産党書記長）の首脳会議（「ポツダム会談」、一九四五年七月一七日から八月二日まで）において合意され、アメリカ（大統領・イギリス（総理大臣）・中華民国（政府主席）の名で発表されたもので、大日本帝国の「降伏条件」を定めた文書である。

二〇〇〇万人のアジア人を殺害し、アジアとヨーロッパの女性を従軍慰安婦にし、三〇〇万人以上の日本人を死に至らしめて、大日本帝国は、「日中戦争」にも、「太平洋戦争」にも、更に、「第二次世界大戦」にも敗北した（一九四五年九月二日）。

天皇の臣民としての国民は、軍国主義体制のもとで、裕仁天皇の名で、身も心も財産も侵略戦争に捧げさせられ、

第二表 治安維持法の犠牲者数

(1925年5月12日施行－1945年10月15日廃止公布)

警察署での拷問による虐殺者	93人
服役中・未決勾留中の獄死者	128人
服役中、未決勾留中の暴行・虐待、劣悪な環境などによる発病で出獄・釈放後死亡した者（獄死者に準ずる者）	208人
弾圧、周囲の圧力で再起できず自死した者	25人
宗教弾圧での虐殺・獄死者・準獄死者	60人
検挙者数	68,274人
起訴者数（送局者数）	6,550人
起訴猶予	7,316人
検束・勾留者数（未送検者数）	数十万人

★治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟調査（2015年4月現在）

(出所) 東京山宣会編『“我らのやません”と東京 山本宣治－反戦平和を貫いた生涯－』・東京山宣会・2016年・58頁。

反軍国主義者は、裕仁天皇の名で、「治安維持法」によって、弾圧された。

「治安維持法」は、国体（天皇と天皇制国家）を変革しようとした、私有財産制を否認しようとしたとする者を処罰する法律であり、一九二五年三月一九日に制定され、同五月一二日に施行された（一九二八年六月二九日の改定公布で死刑・無期刑が追加された）。一九二五年五月一二日の施行から一九四五年一〇月一五日の廃止公布までの間に弾圧された犠牲者の数は、「第二表」（判明分）の通りである。

「ポツダム宣言」³⁾の主な内容は、次の通りである。

- (一) 日本軍国主義者の権力及び勢力は、永久に除去されなければならない（第六項）。
- (二) 日本国軍隊は、完全に武装解除されなければならない（第九項）。
- (三) 一切の戦争犯罪人に対して嚴重なる処罰が加えられなければならない（第十項）。
- (四) 日本国に民主主義と基本的人権の尊重が確立されなければならない（第十項）。

(五) 日本国の軍需産業の維持は許されない(第十一項)。

(六) 以上のことが達成され且つ日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立されるまで、日本国は連合国の占領軍の占領を受ける(第七項、第十二項)。

「連合国」とは、「第二次世界大戦」を起し(ドイツ・イタリア)・広げ(日本)たドイツ・イタリア・日本とその同盟国(オーストリア・アイルランド・ハンガリー・ブルガリア・ルーマニア・フィンランド・タイの七か国)——「枢軸国」の侵略戦争に対抗する目的で同盟したアメリカ・イギリス・フランス・中華民国・ソ連邦などを含む五三か国のことを指す。

「ポツダム宣言」に基づいて一九四五年八月二八日より大日本帝国を軍事占領した「連合国」の占領軍(実質的にはアメリカ軍)の最高司令官総司令部(GHQ)・マッカーサー最高司令官(八月三〇日、厚木到着)は、アメリカ・トルーマン大統領政権の天皇制を改革して残す方針(『SWNCC(国務・陸軍・海軍三省調整委員会)——二二八・「日本の統治体制の改革」』を踏まえて、天皇制の変革に取り組んだ)。

トルーマン大統領政権は、当時、大日本帝国を(1)再びアメリカ又は世界の平和と安全の脅威とならない資本主義国にする、(2)他国家の権利を尊重し国際連合憲章の理想と原則に示されているアメリカの目的を支持する平和的政府をもつ国にする、という考え方であった。経済的には、日本資本主義内に存在する軍事的要素と封建的要素を排除する、という考え方であった(アメリカ国務省が一九四五年九月二二日に発表した「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」⁽⁵⁾)。そのために、天皇制の利用を考え、その存続を企図した。

しかし、「第二次世界大戦」における戦争責任を有する天皇を、そのままの形で残すことは、国際世論が、認めなかった。ソ連邦、中華民国、ニュージーランド、オーストラリアは、積極的に天皇制の廃止を主張した。⁽⁶⁾ アメリ

カ国内でも、裕仁天皇に対して、厳しい態度が示された。

一九四五年六月初旬に実施された未公表の「ギャップ世論調査」によれば、「戦後、日本国天皇をどうすべきであると考えますか」との問に対して、アメリカの国民は、次のような答を返した。

「ギャップ世論調査」

「戦後、日本国天皇をどうすべきであると考えますか。」

殺害する、苦痛を強い、餓死させる……三六%

処罰もしくは国外追放する……二四%

裁判に付し、有罪ならば処罰する……一〇%

戦争犯罪人として処遇する……七%

不問に付す、上級軍事指導者に責任あり……四%

傀儡として利用する……三%

その他……四%

意見なし……一二%

合計……一〇〇%

天皇制を改革して残すことを決めたトルーマン大統領政権にとつて、もう一つの課題は、「ポツダム宣言」に示された「一切の戦争犯罪人に対して嚴重なる処罰が加えられなければならない」（第十項）を、裕仁天皇に適用す

るかであった。

一九四五年一月二十九日、アメリカ統合参謀本部は、「極秘通達」(WARX 第八五八一号)を以て、マッカーサー最高司令官に、裕仁天皇を戦争犯罪人として裁くことについての意見を求めた。⁽⁸⁾

マッカーサー最高司令官は、一九四六年一月二五日付で、米国陸軍参謀総長(アイゼンハワー)に、次のような「電報」⁽⁹⁾を送った。

天皇を戦争犯罪人として裁判に付し、天皇を排除するならば、日本全体で抵抗が起り、大衆は、共産主義革命を志向するようになる。それに対処するためには、最小限にみても、おそらく一〇〇万人の軍隊と数十万の行政官が必要となり、無期限にこれを維持しなければならないであろう。

当該「電報」の全文は、次の通りである。

CA 第五七二三五号

ダグラス・マッカーサー元帥から米国陸軍参謀総長(アイゼンハワー)あて

一九四六年一月二五日

機密 緊急

一九四六年一月二五日午前一時四五分 東京発信

〔一月二六日受信〕

CA 第五七二三五号。WX 第九三八七一号に関して。WX 第八五八一号を受信して以来、当地においては、天皇の犯罪を裁判で問う場合に備え、設定された諸制約のもとで調査が進められてきた。過去一〇年間に、程度はさ

まぎまぎであるにせよ、天皇が日本帝国の政治上の諸決定に関与したことを示す同人の正確な行動については、明白な証拠は何も発見されていない。可能なかぎり徹底的に調査を行なった結果、終戦時までの天皇の国事へのかわり方は、大部分が受動的なものであり、輔弼者の進言に機械的に応じるだけのものであったという、確かな印象を得ている。たとえ天皇が明確な考えをもっていたとしても、支配的な軍閥によって操られ、かつ代表されている世論の流れをさえぎろうとしたならば、そのような努力は、實際上、天皇をたぶん危難に陥れたであろう、と信じる人々もいる。

もしも天皇を裁判に付そうとすれば、占領計画に大きな変更を加えなければならず、それゆえに、実際の行動が開始される前に、しかるべき準備を完了しておくべきである。天皇を告発するならば、日本国民の間に必ずや大騒乱を惹き起こし、その影響はどれほど過大視してもしすぎることはなからう。天皇は、日本国民統合の象徴であり、天皇を排除するならば、日本は瓦解するであろう。実際問題として、すべての日本国民は天皇を国家の社会的首長として尊崇しており、正否のほどは別として、ポツダム協定は、彼を日本国天皇として擁護することを意図していたと信じている。したがって、もしも連合国が「それに反した」措置をとるならば、日本国民は、これを日本史上「最大の」……背信行為とみなすであろう。そして、このような意識から生みだされる憎しみと憤りは、かなりの年月にわたって続くにちがいない。その結果、確実に相互復讐が始まり、やがては終熄するにせよ、それには何世紀もかかるであろう。

私見によれば、その措置に対しては、日本全体が消極的ないし半ば積極的な手段によって抵抗するものと予想される。彼らは武装解除されており、したがって、訓練を積み、十分に装備された軍隊にとつては何ら特別の脅威とはならない。しかし、すべての統治機関の機能が停止し、開化した営みの大部分がとまり、そして、地下運動によ

る混乱・無秩序状態が山岳地域や辺地でのゲリラ戦に発展していくことも考えられなくもない。思うに、そうなれば、近代的な民主主義方式を導入する望みはすべて消え、最終的に軍事支配が終わったとき、自由を奪われた大衆は、おそらく共産主義的路線に沿った何らかの形の厳しい画一的管理を志向するようになるであろう。このような事態は、現在抱えている問題とはまったく異なる占領上の問題を生むことを意味し、占領軍の大幅増強が絶対不可欠となるであろう。最小限にみても、おそらく一〇〇万の軍隊が必要となり、無期限にこれを維持しなければならぬであろう。そのみならず、行政官を全面的に補充し、呼び寄せなければならぬかもしれないが、その規模は、おそらく数十万に達するであろう。また、そのような状態のもとでは、何百万もの民間貧窮人口を抱えつつ、事実上、戦時方式による対外物資補給体制を確立しなければならぬであろう。ここで論ずるつもりはないが、そのほか数多くのきわめて厳しい結果を予想しておくべきであり、連合国は、新たな偶発事態に対処するための諸方針にもとづいて、完全な計画をあらためて慎重に用意すべきであろう。占領軍を構成する諸国軍隊についても、きわめて慎重な検討が不可欠である。人的資源、経済力、さらにはそれらの結果として生じるその他の責任という、恐るべき重荷を米国が一方的に負担するよう求められる筋合いにないのは確かである。

天皇を戦争犯罪人として裁判に付すべきか否かの決定は、高いレベルでの政策決定を要するものであり、したがって、小官が勧告を行なうことは妥当ではなからうと考える。しかし、諸国の最高首脳による決定が〔裁判を〕是とするのであれば、前述の措置が絶対に必要であり、これを講ずるよう勧告するものである。

〔原注〕「」内は国防省により付加された。

この電報は、マッカーサー最高司令官にとって、天皇制の存置と裕仁天皇の利用、従ってまた、裕仁天皇を戦争

犯罪人としないうことについての最終意思決定の表明であった。それと同時に、この電報は、アメリカ大統領政権に
 とも、天皇制と裕仁天皇の取り扱いについての最終意思決定の道具となった。

アメリカが天皇制を存置し裕仁天皇を戦争犯罪人の対象から除外した理由は、第一に、裕仁天皇を利用して、
 「ポツダム宣言」に基づく大日本帝国のアメリカ流改造を円滑に実施しようとしたためであり、第二に、天皇制の
 廃止に伴って生じるであろうと推測した日本国民の反アメリカ衝動と共産主義革命衝動を阻止しようとしたため
 あった。日本国民の共産主義革命衝動の阻止は、アジア諸国の民衆の共産主義革命衝動を阻止するためという意味
 が含まれていた。

アメリカの天皇制改革は、日本国憲法の「第一章 天皇」に表現された。

日本国憲法によって、①如何なる国家意思決定もしない政治的無権能としての君主、②「象徴」として、統治も
 君臨もしない国家の装飾物としての君主、③国民と直接的に接触しない君主、つまり、「象徴君主」が創出された。
 「象徴君主」は、国民主権のもとでの君主の理想型である。

君主は、国民主権の発展に対応して、生き残る限りは、民主化しなければならない。君主の民主化とは、①政治
 的無権能となること、②国民と没関係になること、③活動が国家内に限定されることである。

日本国民は、天皇が、大日本帝国憲法の「外見的立憲君主」¹⁰——形式的には立憲君主であるが、実質的には絶対
 君主¹²という性格の君主——から、立憲君主と議会主義的君主を飛び越して、日本国憲法の「象徴君主」に転換した
 ため、天皇を意識しないで経済的・政治的・文化的生活を営むことが可能となった。

第六に、「象徴君主」となった天皇の国家機関としての活動——「公的行為」は、「国事に関する行為」のみであ
 る。それ以外の行為は、すべて、「私的行為」となる。天皇の私的行為には、如何なる国家機関の関与も、許され

ない。

II 明仁天皇の「ビデオメッセージ」の問題点

宮内庁が二〇一六年八月八日に発表した「象徴としてのお務めについての天皇陛下お言葉」と題するビデオメッセージの「全文」は、次の通りである。¹³⁾

象徴としてのお務めについての天皇陛下お言葉

戦後七十年という大きな節目を過ぎ、二年後には、平成三十年を迎えます。

私も八十を越え、体力の面などから様々な制約を覚えることもあり、ここ数年、天皇としての自らの歩みを振り返るとともに、この先の自分の在り方や務めにつき、思いを致すようになりました。

本日は、社会の高齢化が進む中、天皇もまた高齢となった場合、どのような在り方が望ましいか、天皇という立場上、現行の皇室制度に具体的に触れることは控えながら、私が個人として、これまでに考えて来たことを話したいと思います。

即位以来、私は国事行為を行うと共に、日本国憲法下で象徴と位置づけられた天皇の望ましい在り方を、日々模索しつつ過ごして来ました。伝統の継承者として、これを守り続ける責任に深く思いを致し、更に日々新たになる日本と世界の中にあつて、日本の皇室が、いかに伝統を現代に生かし、いきいきとして社会に内在し、人々の期待

に応えていくかを考えつつ、今日に至っています。

そのような中、何年か前のことになりましたが、二度の外科手術を受け、加えて高齢による体力の低下を覚えるようになった頃から、これから先、従来のように重い務めを果たすことが困難になった場合、どのように身を処していくことが、国にとり、国民にとり、また、私のあとを歩む皇族にとり良いことであるかにつき、考えるようになりました。既に八十を越え、幸いに健康であるとは申せ、次第に進む身体の衰えを考慮する時、これまでのように、全身全霊をもって象徴の務めを果たしていくことが、難しくなるのではないかと案じています。

私が天皇の位についてから、ほぼ二十八年、この間私は、我が国における多くの喜びの時、また悲しみの時を、人々と共に過ごして来ました。私はこれまで天皇の務めとして、何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ることを大切に考えて来ました。同時に事にあたっては、時として人々の傍らに立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うことも大切なことと考えるようになりました。天皇が象徴であると共に、国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありように深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要を感じて来ました。こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来ました。皇太子の時代も含め、これまで私が皇后と共に^{おとみな}行つて来たほぼ全国に及ぶ旅は、国内のどこにおいても、その地域を愛し、その共同体を地道に支える市井^{しせい}の人々のあることを私に認識させ、私がこの認識をもって、天皇として大切な国民を思い、国民のために祈るといふ務めを、人々への深い信頼と敬愛をもってなしたことは、幸せなことでした。

た。

天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があると思われる。また、天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられます。しかし、この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果たせぬまま、生涯の終わりに至るまで天皇であり続けることに変わりはありません。

天皇が健康を損ない、深刻な状態に立ち至った場合、これまでも見られたように、社会が停滞し、国民の暮らしにも様々な影響が及ぶことが懸念されます。更にこれまでの皇室のしきたりとして、天皇の終焉に当たっては、重い^{もがり}殯の行事が連日ほぼ二ヶ月にわたって続き、その後喪儀^{そうぎ}に関連する行事が、一年間続きます。その様々な行事と、新時代に関わる諸行事が同時に進行することから、行事に関わる人々、とりわけ残される家族は、非常に厳しい状況下に置かれざるを得ません。こうした事態を避けることは出来ないものだろうかとの思いが、胸に去来することもあります。

始めにも述べましたように、憲法の下、^{もと}天皇は国政に関する権能を有しません。そうした中で、このたび我が国の長い天皇の歴史を改めて振り返りつつ、これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じ、ここに私の気持ちをお話しました。

国民の理解を得られることを、切に願っています。

* 殯（もがり） 本葬の前に、一定期間、仮の場所に遺体を安置して様々な宗教行為を行う葬儀の伝統。元々は中国の影響とされ、天武天皇の葬儀の際に行われたことが記録に残っている。昭和天皇が崩御した際も、皇居内にひつぎを安置する殯宮（ひんきゅう）が造営された。

天皇の「生前退位」を求める「メッセージ」とされるこの「メッセージ」から、天皇の「言い分」をまとめると、次のようになる。

(1) 明仁天皇にとつての象徴天皇とは、「何よりもまず国民の安寧と幸せを祈ること」をする存在であり、「同時に事にあたっては、時として人々の傍に立ち、その声に耳を傾け、思いに寄り添うこと」をする存在である。「国民統合の象徴としての役割を果たすためには、天皇が国民に、天皇という象徴の立場への理解を求めると共に、天皇もまた、自らのありようを深く心し、国民に対する理解を深め、常に国民と共にある自覚を自らの内に育てる必要」がある。「こうした意味において、日本の各地、とりわけ遠隔の地や島々への旅も、私は天皇の象徴的行為として、大切なものと感じて来た」。

(2) 「天皇の高齢化に伴う対処の仕方が、国事行為や、その象徴としての行為を限りなく縮小していくことには、無理があろうと思われる」。

(3) 「天皇が未成年であったり、重病などによりその機能を果たし得なくなった場合には、天皇の行為を代行する摂政を置くことも考えられ」るが、「この場合も、天皇が十分にその立場に求められる務めを果せぬまま、生涯

の終わりに至るまで天皇であり続けることに変りはない」。

(4) 天皇の死と即位に関する行事が同時に進行する「死後退位」の制度のもとでは、行事に関わる「残される家族は、非常に厳しい状況に置かれざるを得ない」。「こうした事態を避けることは出来ないものだろうかの思いが、胸に去来する」。

(5) 「これからも皇室がどのような時にも国民と共にあり、相たずさえてこの国の未来を築いていけるよう、そして象徴天皇の務めが常に途切れることなく、安定的に続いていくことをひとえに念じている」。

天皇という国家機関は、日本国憲法で認められた国家機関の一つであるので、天皇機関に関する問題の解決は、日本国憲法の原理に基づいて行われなければならない。

日本国憲法は、国民主権を根本原理とする憲法であり、そのもとの天皇という国家機関は、国民主権の統制を受ける「君主(国王)」機関である。

国民主権と君主機関は、対立関係にある。国民主権が強力であれば、君主機関は装飾化・形式化し、君主機関が強力であれば、国民主権は形骸化する。それ故、国民主権の統制を受ける君主機関Ⅱ天皇機関の問題は、国民主権の観点から、日本国憲法の原理に基づいて、取り扱わなければならない。

明仁天皇の「言い分」の問題点の第一は、明仁天皇にとっての「象徴天皇」とは、「国事に関する行為」と「象徴としての行為」を行う天皇のことである。

しかし、日本国憲法の立場は、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ」(第四条第一項)であるから、天皇の公的行為は、「国事に関する行為」のみである。

明仁天皇の述べる「象徴としての行為」は、内閣が日本国憲法を歪めて捏造した公的行為である。

例えば、一九六四年三月一九日の衆議院内閣委員会において、瓜生順良宮内庁次長は、天皇の行為について、「象徴」という地位を踏まえて、「国事行為、それから単なる私的なことというだけでなく、その中間に象徴としての公の御行為はある⁽¹⁴⁾」としている。

また、二〇一〇年二月一八日の衆議院予算委員会の理事会において、鳩山由紀夫内閣から、次の見解が表明された。⁽¹⁵⁾

「天皇の公的行為について」の政府見解（全文）

【天皇の公的行為について】

1. いわゆる天皇の公的行為とは、憲法に定める国事行為以外の行為で、天皇が象徴としての地位に基づいて、公的な立場で行われるものをいう。天皇の公的行為については、憲法上明文の根拠はないが、象徴たる地位にある天皇の行為として当然認められるところである。

2. 天皇の公的行為は、国事行為ではないため、憲法にいう内閣の助言と承認は必要ではないが、憲法第4条は、天皇は「国政に関する権能を有しない」と規定しており、内閣は、天皇の公的行為が憲法の趣旨に沿って行われるよう配慮すべき責任を負っている。

3. 天皇の公的行為には、外国賓客の接遇のほか、外国ご訪問、国会開会式にご臨席になりおことばを述べること、新年一般参賀へのお出まし、全国植樹祭や国民体育大会へのご臨席など、様々なものがあり、それぞれの公的行為の性格に応じた適切な対応が必要となることから、統一的なルールを設けることは、現実的ではない。

4. 従って、天皇の公的行為については、各行事等の趣旨・内容のほか、天皇陛下がご臨席等を行うことの意味や国民の期待など、様々な事情を勘案し、判断していくべきものと考えられる。

5. いずれにせよ、内閣は、天皇の公的行為が憲法の趣旨に沿って行われるよう配慮すべき責任を負っており、今後とも適切に対応してまいりたい。

日本国憲法の原理は、天皇の公的活動を拡大しない態度を示しているから、政治的権能を有しない天皇にとつては、「象徴としての公的行為」が成立する余地はない。

「象徴天皇」とは、「国事に関する行為」に専念する天皇のことであつて、「象徴としての公的行為」をも行う天皇は、「元首」としての天皇と呼ぶべきものである。

その問題点の第二は、明仁天皇にとつての「象徴天皇」とは、「国民のために祈り」、「国民の声に耳を傾け」、「国民に寄り添う」天皇のことである。

しかし、日本国憲法の立場は、天皇にそのようなことを求めていない。日本国憲法は、天皇から心も身も財も解放された国民、天皇に頼らない国民を作ろうとしている。それ故、日本国憲法が天皇に課している「国事に関する行為」においては、天皇と国民との関係は、ほぼ断絶している。

「象徴としての公的行為」とは、「国事に関する行為」における場合とは別に、天皇と国民との関係を接続させ、天皇に服属する国民を作ろうとする目的のために捏造された。

「象徴天皇」とは、国民に関与しない天皇のことである。

その問題点の第三は、天皇が日本国憲法を遵守して、「国事に関する行為」のみを行っていたら、果たして、今

第三表 明仁天皇の1年間の主な活動

	内閣から届く書類への署名・押印	新任の外国大使の信任状奉呈式	大臣などの認証官任命式	新任の外国大使とのお茶	都内、近郊への公的訪問	地方訪問（静養除く）	宮中祭祀
2011年	957件	34回	109人	36か国	37回	12道県 (30市町村)	21回
12年	725件	34回	101人	32か国	41回	9府県 (20市町村)	18回
13年	990件	26回	118人	29か国	58回	11府県 (31市町村)	26回
14年	1042件	28回	88人	18か国	44回	14県 (37市町村)	22回
15年	1060件	26回	135人	30か国	28回	15県 (40市町)	22回

※ 1年間とは、前年の誕生日を起点とした1年間。宮内庁の発表を基に作成。

(註)① 「象徴としての公的行為」の例示。

国会開会式での言葉、国民体育大会、全国植樹祭、全国豊かな海づくり大会、全国戦没者追悼式など全国規模の行事への出席、園遊会。外国要人との会見、国賓の歓迎行事や宮中晩さん会、外国への公式訪問。講書始、歌会始、新年や天皇誕生日の一般参賀。被災地へのお見舞い。福祉施設への慰問。

② 「私的行為」の例示。

ハゼの研究、テニス、私的な交際、^{いいなめ}新嘗祭などの宮中^{さいし}祭祀。

(出所) 2016年8月9日付「読売新聞(朝刊)」。註の①と②(一部修理)も含む。

この問題が提起されたのである
うか(「第三表」参照)。

その問題点の第四は、天皇の死と即位に関する行事を見直して、関係者の負担を軽くすることは不可能なのであろうか。どのような行事も、見直しが行われて来ているのではないか。

その問題点の第五は、政治的権能を有しない天皇には、天皇の退位方法を問題とする権能や摂政制度を問題とする権能を有していない。そのようなことを問題とすること自体、天皇の「憲法尊重擁護義務」(憲法第九九条)に違反する違憲行為となる。

これまでの考察から明らか

ように、明仁天皇の「生前退位」の要求は、その要求の前提条件自体が日本国憲法の原理に違反しているが故に、正当性を有していない。そのことを否定する人は、日本国憲法の天皇原理の正しい理解を欠いている人である。

それでは、日本国憲法における天皇の退位の原理とは、何であろうか。

III 天皇退位の憲法論

日本国憲法における天皇の退位の原理は、「生前退位」の否定である。その理由は、次の通りである。

日本国憲法は、君主機関が国民主権を破壊しないようにするため、天皇機関を「政治的無権能機関」及び「国事に關する行為」（第六条と第七条の一二の行為）のみを行う機関にして、天皇機関を担う人 \parallel 天皇の公的行為の無限増殖化を阻止している。その上で、天皇が「国事に關する行為」を行うことができない場合に身代りを立てることができるようにする「摂政制度」を設置している。

この二つの要素から、日本国憲法は、天皇機関を担う天皇が「私的生活」を十分に楽しむことができる条件を整えて、「生前退位」を否定している。

「生前退位」の否定は、その制度が存在することによって生じる皇族内での天皇の地位をめぐる争いを防ぎ、権や権力者による天皇降しを防いで、天皇制を安定させるための措置であり、更に、国民同士を皇位をめぐる争いで分裂させないようにする（皇族が国民を操ることができないようにする）ための措置である。

歴史的に形成されてきた天皇の権威は、封建制度を否定するブルジョア民主主義革命すらないため、国民主権となっても、国民や政党を翻弄する威力を有しており、天皇を動態化させないことが、国民主権とそれに基づく民主

主義を危うくしない方法である。

しかし、明仁天皇は、違憲の「象徴としての公的行為」を盛んに行う行動する動態的天皇が「象徴天皇」の本質であるとの恣意的な反立憲主義的立場に立って、且つ、「摂政制度」を天皇を蔑ろにする制度であると非難し、日本国憲法の定める「死後退位」を否定している。

明仁天皇の求めているものは、「国事に関する行為」とされている行為と、「象徴としての公的行為」とされている行為の両方を行う動態的天皇であり、それは、現代では、外国の君主を見ても明らかなように、国民主権のもとの「元首」としての君主の姿である。明仁天皇は、「元首」としての天皇を、自己の生前退位に懸けて、次の天皇に与えようとしている。

「憲法尊重擁護義務」を有する「政治的無権能機関」である天皇が、日本国憲法の制度を否定し、新しい制度を求めるのは、日本国憲法と国民主権に対する天皇の反乱である。

動態的「元首」天皇が生まれた時、国民は、天皇に囚われた民に回帰するのであろうか。

(1) この「ビデオメッセージ」は、二〇一六年八月七日、夕、皇居・御所内の応接室で収録した。美智子皇后も、明仁天皇の要望で、立ち会った。文面は、明仁天皇の発案だが、憲法上の立場を踏まえ、ある段階からは、内閣官房とも協議した。皇太子・秋篠宮も、公表前に目を通した（二〇一六年八月九日付「朝日新聞（朝刊）」・三九面）。

二〇一六年七月一三日、NHKは、午後六時五九分、「天皇陛下『生前退位』の意向示される」のニュース速報を打った。

「文藝春秋」・二〇一六年一〇月号（二〇一六年一〇月一日発行）によれば、二〇一〇年七月二二日の「参与会議」（天皇の私的な相談役（参与）の会議、天皇が座長役）で、天皇が「讓位」を表明。天皇という存在は、摂政によって代行できるものでない、摂政では駄目なんだ、と（九五―九六頁）。

(2) 二〇一二年五月二二日付「朝日新聞（夕刊）」（「変わる英王室 エリザベス女王60年」②）。

- (3) 外務省特別資料部編『日本占領及び管理重要文書集 第1巻 基本篇』・一九四九年を底本とする日本図書センター版『日本占領重要文書 第1巻 基本篇』・一九八九年・七一―一二頁。
- (4) 高柳賢三・大友一郎・田中英夫編著『日本国憲法制定の過程——連合国総司令部側の記録による—— I 原文と翻訳』・有斐閣・一九七二年・四二―四三八頁。
- (5) 前掲『日本占領重要文書 第1巻 基本篇』・九一―一〇八頁。
- (6) 山極 晃・中村政則編集、岡田良之助訳『資料日本占領 1 天皇制』・大月書店・一九九〇年・三一―一頁、三二―六頁、三二―八頁、三二―九頁。
- (7) 前掲『資料日本占領 1 天皇制』・三二―五頁。
- (8) 前掲『資料日本占領 1 天皇制』・四六〇―四六一頁。
- (9) 前掲『資料日本占領 1 天皇制』・四六三―四六四頁。
- (10) 「外見的立憲君主」の例としては、ドイツにおける一八四二年一月五日制定・一八五〇年一月三十一日改定の「プロイセン憲法」のもとの君主（一八七一年四月二六日のドイツ帝国憲法」の制定まで）、日本における一八八九年二月一日公布の「大日本帝国憲法」のもとの天皇（一九四五年八月一日まで）、ロシアにおける一九〇六年五月六日制定の「ロシア帝国憲法」のもとの君主（皇帝）（一九一七年一月七日の「ロシア社会主義革命」の勝利まで）などがある。
- (11) 「立憲君主」とは、「主権」を失った君主であるが、レーヴェンシュタインによれば、(1)君臨し且つ統治する君主——統治者であると同時に支配権の所有者である君主、(2)政治権力の行使を、憲法で明確に規定されている限りにおいてのみ制限される君主である。
- Karl Loewenstein, *Die Monarchie im modernen Staat*, Alfred Metzner Verlag, Frankfurt Am Main, 1952, SS. 26-27. カール・レーヴェンシュタイン（秋元律郎・佐藤慶幸訳）『君主制』・みすず書房・一九五七年・二七―二九頁。なお、両氏の訳は、名訳なので、参照させていただいた。
- 「立憲君主」の例としては、イギリスにおける一六八八年十二月三日勝利の「名誉革命」後の君主（スチュアート朝のウィリアム三世）、フランスにおける一七八九年八月四日勝利の「大革命」後の「一七九一年九月三日憲法」のもとの君主、ベルギーにおける一八三一年二月七日制定の「ベルギー憲法」のもとの君主、イタリアにおける一八四八年三月四日制定の「イタリア王

「国憲法」のもとでの君主などがある。

なお、この「立憲君主」は、発展して、「議会主義的君主」に転化していく。

イギリスにおいては、一八三二年の「議院内閣制」の確立によって、立憲君主から議会主義的君主への転化が行われた。他の国においては、第二次世界大戦後、男女の普通選挙の導入による国民主権の強化によって、議会主義的君主への転化が行われた。例えば、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、リヒテンシュタイン、アンドラ、モナコ、スペイン、カンボジアなどである。

「議会主義的君主」の性格は、主権を保有しない君主であり、レーヴェンシュタインによれば、(1)君臨するが統治はしない君主、(2)名目上は国家の権威の源泉であるが、実際上は政治権力を行使しない君主、(3)国家意思の形成に与っておらず、政治的裁決を下さない君主である。

Karl Loewenstein, a.a.O., S. 42-43. 前掲『君主制』・四六頁。

立憲君主は、憲法に明記されている行為のみが制限される君主であるが、議会主義的君主は、憲法で明記されている行為しか行うことができない君主である。

(12) 「絶対君主」とは、「主権」を保有し、専制的に行使する君主であり、レーヴェンシュタインによれば、(1)法から解放された絶対的な支配者である君主、(2)神の認可した権利によって恣意的に支配することのできる君主、(3)国民の無制限な後見人、且つ、擁護者としてただ神と歴史にのみ責任を負う君主である。

Karl Loewenstein, a.a.O., S. 21. 前掲『君主制』・二一頁。

「絶対君主」の例としては、スペインにおけるフェリペ二世（一五五六年―一五九八年）、イギリスにおけるエリザベス一世（一五五八年―一六〇三年）、フランスにおけるルイ十四世（一六四三年―一七一五年）、日本における「明治維新」（一八六八年）から「大日本帝国憲法」が公布（一八八九年二月一日）されるまでの天皇などがある。

(13) 当該「ビデオメッセージ」の全文は、各紙が報道した。ここに掲げるのは、二〇一六年八月九日付「読売新聞（朝刊）」のものである（他紙との対照を行った）。「殯」の説明も、読売新聞のもの。

(14) 「第四十六回国会衆議院 内閣委員会議録 第十一号」（昭和三十九年三月十九日）・二頁。

(15) 二〇一〇年二月二十五日付「読売新聞（朝刊）」、同二月二十六日付「朝日新聞（朝刊）」・「毎日新聞（朝刊）」。

この内閣の見解は、二〇〇九年一月四日に来日する中国の習近平国家副主席と天皇を会見（二五日）させるため、宮内庁が一九九五年に天皇の負担と相手国への公平性の観点から設定し、二〇〇四年から厳格化を求めてきたルール、即ち、天皇と外国賓客の会見の申し入れは「一ヶ月以上前に内閣（外務省）から願ひ出をいただく」（二〇〇九年一月一日の羽田信吾宮内庁長官の説明、二〇〇九年二月二日付「朝日新聞（朝刊）」・「読売新聞（朝刊）」・「毎日新聞（夕刊）」というルールを無視して、鳩山由紀夫内閣総理大臣が、平野博文内閣官房長官を介して、宮内庁に同会見を要請した（二月七日、二月一〇日）ことが、「天皇の政治利用」と批判を受けたため、まとめられたものである。

天皇の公的行為について、「統一的なルールを設けることは、現実的ではない」とすることによって、内閣による天皇の政治的利用を可能とする余地を残している。